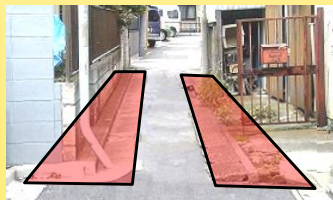


地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備に対するワンパッケージでの支援を強化する。

<制度の概要>

	建築物耐震対策 緊急促進事業	災害時拠点強靱化 緊急促進事業	一時避難場所整備 緊急促進事業	地域防災力向上 支援モデル事業 新規
目的	大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難経路等の確保	地震時の帰宅困難者等への対応	水害時の避難者への対応	狭あい道路の解消に向けた取組の促進
支援対象	耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等	地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等	重点的に整備すべき地域・路線を指定し、整備方針を策定するために要する調査検討及び地域との交渉・調整
補助対象等	耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援（耐震改修等と併せて行う省エネ改修等を含む）	帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援	避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の嵩上げ含む）、止水板等の整備に対する支援	整備方針の策定に係る実態把握調査や情報分析・検討等、具体の地域コミュニティとの交渉・調整に係る専門家やコンサル派遣費用に対する支援
補助率	民間事業者の場合 国1/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/3 等	民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2	民間事業者の場合 国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2	定額 ※以下に該当する地方公共団体が対象 ・指定道路図及び指定道路調書を作成・公表していること。 ・地域の実情に応じて重点地域及び重点路線を指定し、整備方針を策定した上で、これらを公表すること。
事業期限	～令和7年度末 延長	～令和7年度末 延長	～令和7年度末 延長	～令和7年度末
	 制振ダンパー等	 防災備蓄倉庫等	 電気設備の設置場所の嵩上げ等	 狭あい道路の拡張のイメージ